

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
葉隠勇進株式会社	代表取締役 大隈 太嘉志	東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F

2. 指名停止措置期間

開始日	終了日
令和6年6月14日	令和6年9月13日 (3月)

3. 指名停止措置理由

名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務において、公共の利益に反して、この業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたため

南国市建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第6号(独占禁止法違反行為)に該当